



今月のテーマ 「相続で取得した財産とふるさと納税」

1. Q ふるさと納税を利用して自身が選んだ地方公共団体に寄附を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分が所得税と個人住民税からそれぞれ控除されますが、相続又は遺贈により取得した財産(現金)について、ふるさと納税を利用して地方公共団体に寄附した場合には、所得税と個人住民税のほか、相続税の軽減メリットもあるのでしょうか。

A 措置法70条1項では、相続又は遺贈で取得した財産を国や地方公共団体に贈与した場合、その贈与した財産の価額は、相続税の課税価額に算入しないと規定されています。相続等で取得した現金について、ふるさと納税を利用して寄附(贈与)した場合も地方公共団体への寄附であるため、この規定の適用対象になります。



2. Q 相続税の軽減を受けるためには、相続した財産をいつまでも贈与せず、長年経過してから寄附した場合や寄附した財産の明細などを記載せずして申告した場合は適用対象外となるでしょうね。

A 規定では、相続等で取得した財産に係る“相続税の申告期限”(通常 相続後10か月間)までに贈与を行うことが要件の一つとされています。そのため、例えば遺産分割協議が長期間に及び、相続税の申告期限を経過した場合には適用対象外となります。また相続等で取得した現金について、ふるさと納税を利用して地方公共団体に寄附した場合の手続きとして相続税申告書第14表に寄附年月日や寄附した財産の明細などを記載して所轄税務署長に提出することになっています。また地方公共団体から交付された「寄付金受領証明書」を申告書に添付して提出することも必要です。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

1月放送は 1月 9日、23日 (FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

1月 5日、19日 (NBCラジオ佐賀) 【第1、3金曜】午前9時35分～

今日の一句

大学の後輩が会社を息子に引き継ぎし、退くことになりました。そこで一句!!

「それ以後も 目的を持って 年の瀬送る」 (第3の人生)

月まにあうかもしれない 吉田拓郎

今日の一言

「礼の底意」 (新渡戸稲造)

意味: アメリカ人は良い品物以外を贈るのは侮辱になるという思いから「素晴らしい物です」と言って渡します。

日本人は「あなたはいい人です。どんなに良い物でも、あなたにふさわしくありません。物の価値ではなく、好意のしるしとして受け取ってください」という気持ちを込める。

「アメリカ人は贈り物の質、日本人は贈る精神について言っており、究極の思想は同一である」

九星占い (1月)



《一白水星》

前半の運氣は良いので今年の前半にうちに厄介ことは片付ける方が良いでしょう。後半は我を張らず謙虚に過ごせば吉となります。

《二黒土星》

吉凶混合の年となるでしょう。甘い口車に乗れば思わぬ落とし穴が!無理せず堅実に過ごす事で運氣も好転するでしょう。

《三碧木星》

足元を固める事が大切な年となります。何事も信用を一番と考えて下さい。急がば回れの気持ちと怒りは敵と!上手く気分転換しましょう。

《四緑木星》

運氣は上昇中です。調子に乗らないように心がけてください。気配を大切に周りとの和を考えて動くこととなる運氣UPに!

《五黄土星》

地道に、信頼を築くことを一番に過ごしてください。今年は異性間のトラブルが起きやすい時です。家族との時間を大切にすると運氣は好転します!

《六白金星》

石橋を渡るように慎重に考えて物事を進めましょう。短慮は困難を招きやすいので注意!周りの人を大切にすることが運氣UPにつながります。

《七赤金星》

物事をよく考え精査するようにしてください。八方美人にならないように注意しましょう。口は災いの元、言動に気をつけて!

《八白土星》

今年は現状維持に努めてください。運氣は徐々に回復傾向にあります。油断は禁物です。日々一生懸命に取り組めば努力は実るでしょう。

《九紫火星》

忙しい年となりそうです。寝不足にならないように健康管理が必要です。家族とのコミュニケーションをしっかり取ることで運氣UPに!